

第13回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和3年7月9日(金) 午前10時00分から

○議 題

1 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について (資料1)

2 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和3年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
 - ② 令和3年第二回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料3)
 - ③ その他

令和 3 年 7 月 9 日
教育振興部教育総務課

令和 3 年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づく点検・評価については、「練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施方針」（以下「実施方針」という。）により実施している。

令和 3 年度については、下記のとおり、実施することとする。

記

1 点検・評価の対象

「練馬区教育・子育て大綱」（令和 3 年 3 月改定）の重点施策および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について点検・評価を行う。

【理由】

「練馬区教育・子育て大綱」は「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点施策を示したものであるため。なお、今年度の点検・評価から令和 3 年 3 月に改定した大綱を基に実施する。

また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策として、教育・子育ての分野において実施した様々な取組も点検・評価の対象とする。

2 参考資料

- (1) 実施方針（別紙 1）
- (2) 練馬区教育・子育て大綱の体系（別紙 2）

練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

1 目的

- (1) 主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。
- (5) 教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

練馬区教育・子育て大綱体系図(令和3年3月版)

教育分野		子育て分野	
<p style="text-align: center;">目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を 備えた子どもたちの育成</p>		<p style="text-align: center;">目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが 健やかに成長できる環境の整備</p>	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が 調和した学びの充実	1 子どもと子育て 家庭の支援の 充実	①相談支援体制の充実
	②教員の資質・能力の向上		②新しい児童相談体制の 充実
	③学校の教育環境の整備		③支援が必要な子ども たちと家庭への取組の 充実
2 家庭や地域と 連携した教育 の推進	①家庭教育への支援	2 子どもの教育・ 保育の充実	①家庭での子育て支援 サービスの充実
	②学校運営や教育活動に おける家庭や地域との協 働		②練馬こども園の充実
			③保育サービスの充実
3 支援が必要な 子どもたちへの 取組の充実	①いじめ・不登校などへの 対応	3 子どもの居場所と 成長環境の充実	①安全で充実した放課後の 居場所づくり
	②さまざまな家庭環境で育 つ子どもたちへの支援		②児童館機能の充実
	③障害のある子どもたちなど への支援		③青少年の健全育成・若者 の自立支援

令和3年第二回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

教育環境の整備について

【質問】

平成31年3月に策定された練馬区学校施設管理実施計画では、改築年次の古い学校に加え、児童生徒数の急増に伴い、教室確保のために改築が必要な学校選定基準項目が追加されている。今年度予算の緊急対応としてアクションプラン・公共施設等総合管理計画事業で延期された学校改築の計画見直しも含め、改築校を増やしてスピードアップして整備を図り、少人数学級への対策を早急に講じるべきと考えるがいかがか。

改築には相当な財源が必要であり、国や都に対して補助金の増額を働きかけるとともに区債の弾力的な発行で財源確保を図られてはいかがか。

子供たちの豊かな学校生活のためには、教育環境の整備・向上が重要である。実施可能な工事は行っていく必要があり、当初予算で凍結された工事については景気対策として追加発注されたいが、いかがか。

小中学校体育館は児童・生徒の熱中症対策として、また、災害時の地域住民の避難場所として位置づけられている。設置の計画は令和元年からの10か年計画を7年計画に短縮して、昨年度までに98校中30校が整備された。今年度は15校の整備予定が11校になったが、国と都からの補助金交付があるため、令和7年までに空調機設置が完了されるよう努力されたい。併せて、中学校武道場にも空調機を設置するよう要望する。考えを伺う。

【答弁】

校舎等の改築は、公共施設等総合管理計画に基づき、年間2校ずつ計画的に進めていく予定だったが、新型コロナウイルスの影響による厳しい財政見通しを踏まえ、令和3年度に予定していた2校の基本設計の着手を延期した。区立小中学校の約半数が築50年を経過し老朽化が進んでいることから、安全で快適な教育環境確保のためには、改築を進めていく必要がある。今後の景気や歳入の動向を見極めながら、中長期的な視点に立って必要な改築を行っていく考えである。具体的な改築校数やスケジュールについては、今年度行う公共施設等総合管理計画の見直しの中で明らかにしていく。

改築に必要な財源の確保に当たっては、引き続き国や都に補助金の拡充を要望するとともに、起債を積極的に活用していく考えである。

令和3年度予算編成における緊急対応として、トイレ改修工事などを次年度以降に延期した。比較的工期が短い改修工事については、例年行っている景気対策として実施できるよう検討していく。

近年の猛暑への対策に加え、災害時の避難場所としての役割を考慮すると、体育館への空調機設置工事の必要性はますます高くなっているものと考えている。国や都の財源を積極的に活用し、令和7年までに全小中学校の体育館へ空調機の設置ができるよう、最大限努力していく。武道場への空調機の設置については、その必要性や財政面の課題なども十分見定めながら、引き続き検討していく。

教育について1

【質問】

令和元年10月に文部科学省から発出された不登校児童生徒への支援の在り方についての通知では、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自身の進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すことが強調されている。一人ひとりに応じた計画的、組織的支援と働きかけや民間施設やNPO等との積極的な連携が求められ

ているが、区の今後の考えを伺う。

福岡県では「フリースクール支援事業補助金」を導入し、フリースクールへの財政支援を実施している。子供たち個々への支援のためには連携するフリースクール等民間施設やNPOへの財政的支援が必要である。今後の区の支援を要望するが、いかがか。

適応指導教室に登録している中学3年生は、高校進学生徒が多数であり、今後教科指導のさらなる充実が必要と考える。国が進める不登校特例校設置について、考えを伺う。

起立性調節障害は、自律神経の調節不全により血流が悪くなり、立ちくらみや失神、全身の倦怠感を生じるもので、朝起きられないなどの症状が出る。小学生高学年の頃から中学生の思春期に発症することが多く、周りから「怠けている」と誤解され、不登校の原因になるなど第三者に理解されず悩んでいる。岡山県や愛知県では、教員向けに「起立性調節障害ガイドライン」を作成し疾病の理解と対応が進んでいる。区でも広く周知・対応されたいと考えるが、所見を伺う。

区は本年度と来年度の2か年で過去に不登校の経験を持つ若者から不登校の経緯など実態調査を独自に実施する。調査実施の経緯と分析、および分析を基にした不登校対策支援は練馬区教育委員会不登校対策方針に反映されるのかを伺う。

また、今回の不登校調査は、不登校の経験を持つ若者からの調査で臨床的な意味合いを持つが、児童生徒だけでなく教員への調査も併せて実施していただきたいと要望する。不登校の児童生徒を受け持ち、教育的関わりを持つ中で子供が自立していった不登校支援の事例調査を実施し、分析して不登校施策に反映していくことは臨床的方法として価値があると思うが、所見を伺う。

【答弁】

原因が複雑多岐に渡る不登校への対応には、経験豊富な民間事業者との連携が有効である。区では現在、居場所支援事業の運営などをフリースクール等の法人に委託するとともに、日頃から意見交換を重ねており、今後も連携を深めていく。

財政支援については、その効果やあり方を研究していく。

不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程で学ぶ学校である。

区の適応指導教室は、小中学生別の小集団の教科学習や体験活動も行っており、中学校卒業時の進路決定もほぼ100%となっている。引き続き、適応指導教室の充実を図っていく考えである。特例校については、他自治体の事例などを研究していく。

朝起きられなくなるなどの症状が出る起立性調節障害は、不登校の原因になることも考えられる。児童生徒への適切な支援のためには、疾病に対する教員の理解が必要である。研修で取り上げるなど、理解促進に努めていく。

令和3年度から2か年で行う実態調査において、3年度は、中学校在籍時に不登校であった15歳から20歳の方に対し、当時の状況や必要であった支援等についてアンケート調査を実施する他、協力を得られる方からヒアリングを行う予定である。4年度には、フリースクールなどの民間事業者への調査も行い、多角的に分析する考えである。教員からのヒアリング実施についても検討するほか、実態調査の結果に基づき必要な対策を検討し、不登校対策方針に反映させていく。

教育について2

【質問】

大阪での運動時のマスク着用による小学校5年生の死亡の報道は、大変ショックな出来事となった。これからの季節、感染防止と命の守り方をどのように勧めていくのか、正しい情報提供と理解も得られるよう区の支援も必要と考えるが、区の所見を伺う。

わいせつ教員防止法が、今国会でスピード可決され、公布後1年以内に施行される。わいせつ行為で懲戒免職となった教員が免許の再取得を申請した場合、交付を拒否する裁量を都道府県教育委員会が「教員免許再授と審査会」を設けて行うというものである。また、学校教員だけでなく、子供に関わる全ての職種を対象としていくことが議論されたほか、

被害の相談があった時の相談体制を、各自治体や学校法人が速やかに整備していくことが重要になる。有識者からは聞き取り等は学校側が行なわず、児童相談所や警察へ通告することや、専門家等の第三者の関与のもとで、適切な被害者保護の体制が重要になると示している。子供の気持ちを大切にしたい体制を講じていただきたいが、所見を伺う。

【答弁】

マスク着用については「練馬区立学校（園）感染予防のガイドライン」により、学校生活では原則として着用することとしているが、運動時や熱中症の恐れがある時期の屋外活動時や登下校時には身体的距離を確保したうえで適宜外すことを指導している。また、各学校ではマスク着用の目的と併せて、天候や体調の変化などに応じて児童生徒自身がマスクの着脱を判断できるよう指導を行っている。マスクの着用を巡っては、教育委員会にもさまざまな意見が寄せられているが、子供たちの健康と安全の確保を最優先とし、適時適切な対応が行われるよう、学校に引き続き注意喚起を行っている。

子供たちを保護し指導する立場である教員が、性暴力などの人権を侵害する行為は断じて許されないことである。現在、区立学校ではこうした事案の報告はないが、今回の法律の成立を重く受け止め、教員の意識改革や未然防止策をこれまで以上に徹底するなど、防止体制を構築していく。万が一、子供たちが性暴力を含む犯罪被害にあった場合には、あらゆる関係機関と連携し、子供たちの人権に最大限配慮した対応を行っていく。

教育について3

【質問】

区が2019年に作成した「練馬区立学校における教員の働き方改革推進プラン」において、小学校の教員は在校時間を週55時間、中学校では60時間以内と目標に掲げている。教員は法律に基づき、残業代の代わりに給料月額額の4%の加算が行われているが、4%の根拠は法律ができた1966年当時の残業時間、ひと月にして8時間分ということではかない。区が「働き方推進プラン」において、「無償労働を容認している」という教員の訴えに対する区の見解を伺う。また、状況を改善するためには、都や国にも働きかけたうえで、計画での目標時間の見直しや適正な残業代の支払いが不可欠である。区の見解を伺う。

区が2020年に作成した「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」について、教員からは方針自体を知らないとの声も寄せられているため、研修を行うと共に、進捗についても把握すべきであるが、区の見解を伺う。

方針では部活動の指導等や引率などが可能な「部活動指導員」の任用を進めることが示されているが、区の部活動指導員は昨年度に引き続き、今年度も3名である。部活動指導員が増えない理由と今後の取組について伺う。

区は第5次男女共同参画計画において、学校での男女平等の推進を目的に男女混合名簿の推進を掲げた。昨年度の入学式では全ての中学校で男女混合名簿が採用されたが、学校における男女混合名簿導入の必要性について教育委員会としての考えを伺う。また、学校に対して、意義や具体的な事例を示すとともに、実施の状況について調査を行うべきであるが、区の見解を伺う。

杉並区などでは、水泳授業の際、完全に男女別室での着替えを実施している。区内では、PTAの予算で独自に教室の中央に区切り用のカーテンを付けた小学校もあると聞いている。水泳における着替えの実態調査を行うとともに、男女同室での着替えが解消されるよう指導を行い、施設の整備を進めるべきであるが、見解を伺う。

中学校の標準服について、保護者に対して標準服の購入・着用が義務でないことを説明会などで丁寧に説明するべきである。見解を伺う。

区では業務委託による図書館管理員の配置が開始されているが、都では全ての都立学校図書館について業務委託を廃止し、2023年4月から直接雇用とすることを決定した。区でも、委託を中止し直接雇用に切り替えるべきである。区の見解を伺う。また、業務の重要性を鑑みたくうえで、区の図書館管理員の勤務時間を長くすべきである。残業実態の認識お

よび勤務時間の見直しについて、区の考えを伺う。

【答弁】

教員の給与は、一般行政職員のように勤務を時間で管理することが必ずしも適切でない勤務形態の特殊性があることから、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、時間外勤務手当等に代わり、原則として給与月額4%にあたる教職調整額が支給されている。

しかし、近年、教員の長時間労働が課題視され、教員が子供たちに向き合う時間を十分に確保し、効果的な教育活動を行えるようにすることが求められており、区では、平成31年3月に練馬区立学校(園)における教員の働き方改革推進プランを策定した。この中では、同年に実施した区立学校教員の勤務実態調査の結果に基づき、当面の目標として、教員の週当たりの在校時間を小学校、幼稚園については55時間以内、中学校については60時間以内とした。令和2年1月に文部科学省から告示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、令和2年4月より、目標を「1か月の時間外在校等時間について、45時間以内」、「1年間の時間外在校等時間について、360時間以内」としている。区では現在、教職員の出退勤管理システムを9月から稼働できるよう導入を進めており、勤務実態を正確に把握するとともに、具体的な対策を講じ、働き方改革を推進していく。なお、区が設定する目標は、無償労働を容認するものではない。

令和2年3月に区が策定した「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」に基づき、現在、全ての区立中学校が自校の方針を作成している。また、本年4月に新型コロナウイルス感染症対策に配慮した部活動実施の指針と合わせて、改めて区の部活動方針を全校に通知した。各中学校では、今年度もこれらに基づく活動計画によって部活動を運営している。校内研修を実施する考えはないが、引き続き、方針に基づく活動となるよう助言を行っていく。方針の実行を含む各校の部活動の実態については、毎年実施している部活動の実施状況調査を通じて、引き続き把握をしていく。

部活動指導員は、顧問教員がいなくても単独で指導や引率ができ、保護者対応や安全管理も行うことができるため、教員の業務負担軽減に大いに寄与することが期待されるが、その業務内容から大きな責任を負うことになる。まずは3名を任用して事業効果を十分に確認することとした。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、部活動の休止等、部活動指導員に対する効果検証を十分に行えなかったことから、今年度の増員を見送った。今後は、部活動の実施状況を踏まえ、配置校における検証を確実にを行い、段階的に拡充を図っていく考えである。

教育委員会では、男女混合名簿は男女平等教育を推進するために必要な取組の1つと考えており、各学校の行事等において原則的に使用する名簿と捉えている。教育委員会と校長会とで、その意義や活用方法等について共有しており、各学校において場面に応じて名簿を使用している。男女混合名簿の活用が進むよう、引き続き、働きかけていく。

各学校では、水着の着替えにあたり、更衣室の活用、男女別の教室の確保、学校配当予算を活用した教室内の間仕切りカーテンの設置などの工夫を行っている。

一方、学校では安全管理の徹底が強く求められるため、特に小学校低学年においては、男女ともに担任の目が届く同じ教室内で着替えている実態があることも把握している。改めて実態調査をする考えはないが、児童の人権への配慮や、発達段階に応じた対応と安全管理の徹底とを両立させる方策について、引き続き検討を進めていく。

標準服は、学校において着用することを推奨している服のことであり、教育委員会では、入学説明会等において、保護者に対し、購入や着用を強制するものではないことを伝えた上で、学校として着用を求める理由等を丁寧に説明することなど、適切に対応するよう、各中学校に指示している。なお、生活が困窮しているご家庭には、標準服購入費を就学援助費の対象として支給している。

区では、平成29年度までに、全小中学校に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置した。これにより、学校から「児童生徒の読書意欲が向上した」「学習成果に寄与し

ている」などの声を受けており、一定の成果があったものと考えている。現在は学校図書館のさらなる機能強化に向けて検討を行っている。なお、委託事業者からは、学校図書館管理員の勤務日数や勤務時間の報告を毎月受けて確認している。

教育について4

【質問】

昨年末までに完了した小中学校へのICT機器の導入について、これまでの経緯とタブレット導入による活用状況を伺う。また、今後、現場の裁量で授業内容に応じて周辺機器やソフトを増やしていくニーズが発生すると考えるが、今後の計画などがあれば伺う。

区では、従来から支援の必要な子供に対し、さまざまな支援に取り組んでおり、補助する手段の一つとして、ICTの活用が挙げられる。この取組の状況と利用例などを伺う。

現場の先生方がアプリ等の学習教材を用いた授業を行う研究について、取組を伺う。

OECDのEducation2030プロジェクトは2030年に子供たちに求められる資質や能力を検討し、それを育成するためのカリキュラムや指導方法、学習評価などについて検討するプロジェクトである。その中で、社会に関する課題において提唱されているウェルビーイング教育があるが、ウェルビーイングとは幸せであろうとすること、良きものであり、学校教育の「道徳」よりも哲学的な言葉である。ウェルビーイングに該当する教育の取組があれば伺う。また、急激に変わりゆく時代を生きる児童生徒に対して、学校ではどのような心備えを促しているのか、区の見解を伺う。

【答弁】

区では、全小中学校の普通教室等への大型ディスプレイや実物投影機等の配備に続き、本年2月に全児童生徒へのタブレットパソコンの配備を完了した。各学校では、授業での活用の他、家庭学習用のデジタル教材の配信やオンラインでの全校集会の実施など、活用を進めている。今後、必要に応じて周辺機器やソフトの追加導入を検討していく。

ICT機器を利用して、特別支援学級では文字等を拡大した教科書や音声認識機能を使った授業を、不登校児童生徒には学習ソフトを活用した学習支援なども行っている。引き続き、一人ひとりに応じたきめ細かな学びを推進していく。

教育委員会が設置した教育ICT利活用等推進委員会において、さまざまな学習教材等を活用した授業の効果や活用事例などを研究し、その成果を全校に提供していく。

コロナ禍を含め、時代が大きく変わろうとしている今、子供たちに求められるのは、自ら考え、判断し表現する力である。国の教育再生実行会議においても、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」の提言の中で、子供たちの主体性を育む教育がきわめて重要であると示しており、先般改定した「練馬区教育・子育て大綱」でも同様の趣旨を教育の目標に掲げている。教育委員会としては、子供たちの自尊感情・自己肯定感を育みながら、これからの時代を自ら切り開いていく主体性を育てる教育を進めていく。

保育について1

【質問】

区は長年の大きな行政課題であった保育所待機児童解消に向け、区独自に「待機児童ゼロ作戦」を展開し、本年4月1日に待機児童ゼロを達成した。今後の待機児童ゼロの継続への考えと合わせて、保育施設に対する多様な保育ニーズに応えていくために必要となる保育の質の向上について、区の見解を伺う。

【答弁】

区は独自に「待機児童ゼロ作戦」を展開し、本年4月1日、待機児童ゼロを達成した。今後はこれを継続するため、地域や年齢ごとの細やかな需給への対応や、私立認可保育所8か所の整備、3歳の壁の解消に必要となる2歳児から3歳児クラスの段差定員の確保等、来年4月に向けて370人分の定員増を行う予定である。

保育施設の増加に合わせて、巡回支援員を増員する等、保育の質の向上に向けた取り組みを充実している。令和3年度から新たに、臨床心理士等による私立認可保育所への障害児保育巡回指導を実施し、職員のスキルアップや受け入れ体制の拡充を支援していく。

保育について2

【質問】

待機児童数ゼロの継続に向け、地域や年齢ごとの需給バランスを踏まえながら、必要な整備を継続するよう要望するが、区の所見を伺う。

今回の区長の所信表明において、「3歳の壁」解消に向けて、優先的に認可保育所で受け入れる新たな方式を導入すると伺った。新たな優先選考方式とはどのようなものか伺う。

練馬こども園との連携による早期入園選考の仕組みが確立されている中で、家庭の希望に沿った預け先を選択できるよう、十分な周知期間を置き、丁寧な説明を重ねていく必要がある。直近に予定される令和4年4月入園で、優先選考方式を周知し選択肢を示した上で、翌年からの実施とすることを提案するが、区の考えを伺う。

医療的ケア児が一般申込の児童よりも優先して入園できる仕組みづくりに取り組む必要があると考えるが、区の所見を伺う。

区は今回、運営業務委託の更新の契約期間満了を迎える委託園5園のうち、高野台保育園を民営化する方針を示した。これから運営事業者と具体的な協議が始まるとのことだが、私立保育園の理解が得られるように取り組むことが重要と考える。区の所見を伺う。

【答弁】

区は独自に「待機児童ゼロ作戦」を展開し、本年4月1日、待機児童ゼロを達成した。今後はこれを継続するため、地域や年齢ごとの細やかな需給への対応や、私立認可保育所8か所の整備、三歳の壁の解消に必要となる2歳児から3歳児クラスの段差定員の確保等、来年4月に向けて370人分の定員増を行う予定である。

家庭的保育者や小規模保育施設等を利用している保護者が保活を2回することがないよう、3歳児以降の認可保育所への入所は、まず2歳児までの保育施設を終了した世帯を優先選考し、その後、一般の申込世帯の選考を行う方式に改める。

新たな方式の導入にあたっては、「練馬こども園」の早期選考が6月から行われていることへの配慮が必要なため、本年10月から始まる、来年4月入所受付において、保護者に優先選考の仕組みを周知する必要がある。その上で、令和5年4月入所受付から実施する。

保育所等への入所は、申請のあったすべての児童に対して、保育の必要性に基づく指数による選考を行っている。一方、医療的ケア児の受入れは、医師の指導の下で安全を確保しながら行う必要があるため、区立保育所のうち人員や設備が整った指定8か所に限定しており、医療的ケア児がすぐに入所できない状況も生じている。区では、待機児童ゼロの実現を踏まえ、保育の必要性との均衡に配慮しながら、医療的ケア児が優先して入所できる仕組みについて検討する。

高野台保育園については、今後、区内の私立保育所と同様の補助スキームを基本に運営事業者と協議を進め、令和9年度を目途に民営化する。

保育について3

【質問】

今後、医療的ケア児について優先枠として入園の対応をしてはどうか。また、今後も対応できる医療的ケア行為の拡充を目指して、保育所等で受け入れる体制整備を検討してはいいかがか。それぞれ区の所見を伺う。

【答弁】

保育所等への入所は、申請のあったすべての児童に対して、保育の必要性に基づく指数による選考を行っている。一方、医療的ケア児の受入れは、医師の指導の下で安全を確保

しながら行う必要があるため、区立保育所のうち人員や設備が整った指定8か所に限定しており、医療的ケア児がすぐに入所できない状況も生じている。区では、待機児童ゼロの実現を踏まえ、保育の必要性との均衡に配慮しながら、医療的ケア児が優先して入所できる仕組みについて検討する。また、医療技術の進歩等に伴い、医療的ケア児が増加するとともに、必要な支援も多様化することが予測されている。今後も医療的ケアの内容に応じ、求められる安全性を確保しながら、受け入れ体制の整備について検討していく。

保育について4

【質問】

待機児童数ゼロを実現したことに対して、区の所見を伺う。また、共働き世帯の増加や新型コロナによって、今後生活様式も様々となることが予想されており、保育所の需要は今後も増加すると考えられる。待機児童数ゼロを維持するためにどのように取り組んでいくのか、所見を伺う。

地域に合わせた保育ニーズを捉え、保育の質の確保や向上のために、区として、どのような目標を見据え、国や都、現場の保育所と取り組んでいく考えか、また、保育の質の向上について、区民とどのように共有していくのか、併せて区の考えを伺う。

今後の保育の需要をどのように算出し、需要計画を立てていくのか、区の考えを伺う。

【答弁】

平成26年、前川区長が就任して以来、幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設、「待機児童ゼロ作戦」の展開などにより、全国トップクラスとなる7,159人の定員増を実現し、本年4月1日、待機児童ゼロを達成した。今後は、待機児童ゼロを継続するため、地域や年齢ごとの細やかな需給への対応や、私立認可保育所8か所の整備、3歳の壁の解消に必要となる2歳児から3歳児クラスの段差定員の確保等、来年4月に向けて370人分の定員増を行う予定である。

保育施設の運営状況を確認するため、都と区で連携しながら、指導検査を行っている。保育施設の増加に合わせて、区は巡回支援員を増員する等、保育の質の向上に向けた取り組みを充実している。令和3年度から新たに、臨床心理士等による、私立認可保育所への障害児保育巡回指導を実施し、職員のスキルアップや受け入れ体制の拡充を支援していく。

また、キャリアアップ補助金や職員宿舍借り上げ支援事業補助金等を活用した、保育士等への処遇改善にも取り組んでいく。区民の皆様は、安心して保育サービスをご利用いただくため、引き続き東京都福祉サービス第三者評価の受審促進に取り組むほか、指導検査を行った事業所名、文書指摘内容、改善状況を今後、区ホームページで公表する。

0歳から5歳までの未就学年齢人口は既に、減少傾向に転じているが、女性の就業率の増加等もあり、特に1歳児を中心とする保育需要は増加を続けている。また、コロナ禍収束後の需要動向も把握する必要がある。区では今年度、「練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査を実施する。潜在的な需要を把握するとともに、近年の保育サービス利用の動向や最新の児童人口の推計も踏まえ、今後の保育需要を算定していく。

保育について5

【質問】

新型コロナの変異株が主流になる中、児童や施設関係者への網羅的なPCR検査の実施や消毒業務に専任する職員加配について、現場から強く要望されているが、区の対応を伺う。

今年度、区は初めて「待機児童ゼロ」と発表したが、背景にはコロナ禍で申請を断念した世帯が増えたことがある。国の基準に基づく算定は、今年度505人にのぼる「きょうだい同士を同じ保育所に入所させたい」「無認可施設しか預け先がなかった」「やむなく育休を延長した」などの非内定者を除外している。「隠れ待機児」と呼ばれる子供たちの数を

待機児童に含め、それに見合う認可園増設を推進するべきではないか。区の所見を伺う。

保育士給与に使うべき経費の弾力運用をやめさせ、給与水準を引き上げることにより、保育士が長く勤務できるような仕組みづくりを国に求めるべきではないか。

認可園においても施設面での園庭や採光窓の設置が必須要件でなくなり、詰込みが容認され、株式会社の参入を促してきた。密回避をするうえでも、ゆとりを持った受け入れにするべきではないか。区の見解を伺う。

区立高野台保育園を初めて民営化する方針を打ち出した。区は民営化の利点として「継続性の観点」を主張しているが、継続性であれば保育内容の充実においても、保育者の育成についても区直営に戻すべきではないか。また、区が期待する、委託園にはない民営化によるサービス向上とはどのようなことか。それが保育の質にどう寄与するのか。区民の財産を無償譲渡してまで民営化することは行政の負担と責任を減らして財政効果を期待しているだけではないか。4点について、具体的な考えを伺う。

【答弁】

昨年8月、区は独自に「練馬区保育施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、保育従事者が、日々の保育と感染防止を両立できるよう支援してきた。さらに、区独自に保育施設に勤務する区民へのワクチン接種を優先的に実施し、施設の感染症対策を強化する。

前川区長就任以来、幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設、「待機児童ゼロ作戦」の展開などにより、81施設もの私立認可保育所の整備をはじめ、全国トップクラスとなる7,159人の定員増を実現し、本年4月1日、待機児童ゼロを達成した。

待機児童ゼロを継続するため、地域や年齢ごとの細やかな需給への対応や、私立認可保育所8か所の整備、3歳の壁の解消に必要となる2歳児から3歳児クラスの段差定員の確保等、来年4月に向けて370人分の定員増を行う予定である。

保護者のニーズに応えるため、引き続き、認可保育所のほか、練馬こども園をはじめとする、多様な保育サービスの整備に取り組んでいく。待機児童数の算定は、全国の自治体が、国が定める基準に則り、行っている。

弾力運用の仕組みにより、事業者が独自に、賃金改善を行うことも可能となる。保育所運営事業者の経営努力や創意工夫を促進するために必要な制度であると考える。

区では既に、ゆとりある保育ができるように、地域や年齢ごとの需給状況に鑑み、施設ごとに事業者と協議した上で、定員の変更も行っている。

保育サービスにおいて、利用者の視点に立って長時間保育や産休明け保育など、先頭を切ってサービスの充実を実現してきたのは民間の保育所である。これまで区立保育所の民間委託によって、延長保育や休日保育などのサービスを充実してきた。委託園は、保護者アンケート、東京都福祉サービス第三者評価のいずれにおいても高く評価されており、直営に戻す考えはない。

高野台保育園は、平成23年から現在まで、安定的かつ継続的に良好な運営が行われている。民営化によって、事業者自らの責任において柔軟かつ迅速に創意工夫を発揮し、更なるサービスの充実やより長期的な視点に立った雇用、人材育成などに取り組めると考える。

保育士の処遇について

【質問】

保育士の賃金は依然として全産業平均を大きく下回っており、その背景には、私立保育園への委託費が弾力運用で流用や積み立てできる仕組みがあり、そのもとで処遇改善等に見合った賃金になっていない。委託費と実際の賃金に差がある場合は、説明を求め、改善を促し、処遇改善が保育士に行き届くよう、区として取り組んでもらいたいが、いかがか。また、委託費はすべて本来の目的に使われるよう、弾力運用という仕組みはなくすべきではないか。2点について伺う。

【答弁】

区が、私立認可保育所に支給する保育委託費の単価である公定価格は、国が、保育所運営に必要な経費の積算根拠となる標準として示したものである。保育所ごとに、保育士の人員数や経験年数、賃金体系等が異なるため、公定価格で示される人件費と実際に支払われる給与の差額のみをもって、給与水準の適否を判断できるものではない。区では昨年度から、保育所における処遇改善加算状況の報告において、保育士一人ひとりの賃金を把握し、不適切な設定となっていないかを確認している。

保育委託費の弾力運用は、賃金改善を行う原資に充てたり、将来の建物改修経費等を確保できるよう、予算の流用や積立を可能とする仕組みとなっている。国から弾力運用が可能な使途の範囲や金額の制限が、明確に示されており、保育所運営事業者の経営努力や創意工夫を促進するために必要な制度であると考えます。

今後の幼児教育の向上について

【質問】

区内の保育ニーズを把握し、これに応じた保育施設を整備することは必要であるが、少子化の進行を見据え、将来、保育ニーズが縮小する場合にも、既存施設が安定して運営を継続できる環境維持も重要であり、両者のバランスが大切だと考える。区の見解を伺う。

保育士等の待遇改善に活用される「処遇改善」の加算を保育施設が受けるには、都が指定する研修の受講を、勤務する職員に対して義務付けているが、現在、研修の受入枠が全く足りず、希望者全員が受講することはできない事態となっている。国が定めた経過措置期間は今年度末で終了予定であり、区が早期の実施を目指すべきと考えます。区の見解を伺う。

小学校と幼児教育機関との接続は、現在は交流や情報のやり取りが中心かと思うが、今後、幼児教育が小学校教育に連続し、一貫した教育へと展開していくことが望ましいと考える。これまでの小学校との接続の内容と、今後の取組について、区の所見を伺う。

【答弁】

0歳から5歳までの未就学年齢人口は既に、減少傾向に転じているが、女性の就業率の増加等もあり、特に1歳児を中心とする保育需要は増加を続けている。また、コロナ禍収束後の需要動向も把握する必要がある。区では今年度、「練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査を実施する。潜在的な需要を把握するとともに、近年の保育サービス利用の動向や最新の児童人口の推計も踏まえ、今後の保育需要を算定する。あわせて、既存施設の運営状況も把握していく。

技能や経験を積んだ職員の賃金改善等に活用する「処遇改善加算」の交付を受けるには、都が実施する研修を受講することが要件とされている。この研修には、現場のリーダー級職員向けの幼児教育、障害児保育、保健衛生等の専門研修や、主任保育士を目指す方向けのマネジメント研修等がある。職員は研修により技能の習得、キャリアアップができる仕組みである。

国は来年度を目途に受講の必須化を目指すとしているが、現状、都市部では研修会場が不足しており、保育所等からは、「早期に研修を受講したいが予約が取れない。」といった相談が区にも寄せられている。こうした状況を踏まえ、区独自に、当該研修を開催するための準備を進めており、国の動向を注視しながら、来年度の実施を目指していく。

区では、平成30年に、乳幼児期から児童期の子供の姿や小学校接続期の指導および家庭との連携のポイントをまとめた「ねりま接続期プログラム」を、現場の意見を取り入れながら独自に作成した。幼稚園、小学校の教諭や保育所の保育士等を対象に、プログラムに基づき合同研修や関係者間の意見交換会、教育現場における交流事業を実施している。今後も、保育所等から小学校への円滑な接続に資する実践的な研修を充実するなど、幼児教育の更なる質の向上に取り組んでいく。

子どもの権利を守る施策について

【質問】

4月1日から施行された「東京都子ども基本条例」に対する所見を伺う。

長期化するコロナ禍において、今後さらなる児童虐待防止対策の強化を図られることを要望するが、現状と今後の取組を伺う。

「児童の権利に関する条約」第10条には、親による虐待・放任・搾取からの保護の条文がある。現在、ユニセフでは「児童の権利に関する条約」の1条から40条までをわかりやすく政府公式訳で要約したイラストつきのカードブックをPDFでダウンロードできる資料が提供されており、教員向けにも活用できるようになっている。今後、教育委員会と関係部署が連携し広報、啓発に努め、広く区民への児童虐待防止への意識向上に取り組むとともに、子供が安心して幸福に暮らせる環境整備に取り組むことを要望するが所見を伺う。

【答弁】

この条例は、全ての子供が将来への希望を持って、健やかに育っていく環境を整備することを基本理念としている。先般改定した練馬区教育・子育て大綱においても、子供たちが健やかに成長できる環境の整備を目標に掲げている。今後も区の大綱に基づく施策を着実に実施していく。

児童虐待が複雑化・深刻化し、一時保護解除後に虐待を再発するケースが増加している。区は、昨年7月に都区協働の虐待対応拠点を設置し、都児童相談所との連携を強化する「練馬区モデル」を開始した。来年度、区立子ども家庭支援センターの統括のもと、5か所の地域子ども家庭支援センターが、新たに一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問を実施し、再発防止等を支援するため、本定例会に関係条例の改正案を提出している。

現在学校では、中学校の社会科の授業などにおいて、個人の尊厳や人権尊重の意義について、条約にも触れながら、学習を行うなど、発達段階に応じた指導を行っている。今後、「児童虐待防止月間」における区役所内でのパネル展示や教育だより・児童館だよりへの掲載などに取り組むとともに、ユニセフのカードブックの活用も含め、条約の周知啓発について検討していく。

子育て支援について1

【質問】

コロナ禍での保護者の孤立を防ぐためにも外遊び型の子育てひろば「おひさまびよびよ」について、実施場所、日時等について拡充を求めるが、区の見解を伺う。

子ども家庭支援センターが実施している一時預かりについて、関や大泉などでは1か月後まで予約が埋まっている。既に存在する民設子育てひろば等を活用して、一時預かりの拡充を行っていただきたいが、区の見解を伺う。

【答弁】

区は、コロナ禍にあっても、感染防止対策に配慮しながら、子育て家庭の孤立防止に取り組んできた。子育てのひろばが定員制限により満室で利用できない方には、別室で相談に応じたほか、オンラインの子育てのひろばを、昨年度109回開催し、約1,100人に参加いただいた。おひさまびよびよは、平成27年度に4か所の公園で開始し、順次実施場所を拡大し、現在7か所で実施している。また、平成31年度からは、相談員を配置し、相談機能を強化するなど、事業の充実を図ってきた。コロナ禍においても、都立公園が使用できない期間を除き、開催に努めてきた。この事業は、100人以上が参加することもあるため、十分な広さが必要であり、すぐに実施場所等を拡大することは困難であるが、外遊び事業は、民間子育て団体との協働により大規模公園でも実施していることから、このような事業とも連携していく。

区は、乳幼児一時預かりの利用枠を拡大するため、実施日や定員の増を行ってきた。昨年度から、空き情報をリアルタイムで確認し、いつでも予約できるシステムの運用を開始

した。現在、予約の約98%がシステムを通じて行われており、キャンセル枠の有効活用につながっているものと考えている。

民設子育てのひろばの一時預かりについては、現在8か所で実施しており、他のひろばへの拡大についても、引き続き働きかけていく。

虐待対応と子どもの安全について

【質問】

7月で設置から1年が経過する虐待対応拠点について、拠点の実績や成果を伺う。

面前DVの対応は、都から区への送致が始まったことにより、区の虐待対応件数が急増していると伺っている。区として、子ども家庭支援センターの体制強化は必要だと考える。国は市区町村の相談体制として、子ども家庭総合支援拠点を法に位置付けているが、この支援拠点の配置基準はどのようになっているのか。また、面前DVの対応等、虐待相談件数の増加に対して、どのように対応しているのか伺う。

【答弁】

都区協働の虐待対応拠点では、日常的な情報共有により、迅速かつ一貫した虐待対応が進んでいる。児童相談所が、拠点を活用して行った児童・保護者面談等は約600回だった。都区連携の取組として、ケースに関する情報共有や支援方針の協議、関係者も交えたケース検討会議、虐待通告に基づく家庭訪問等を、昨年度約240回実施した。

一時保護を繰り返していたケースでは、拠点での都区合同面接など連携した対応を行い、地域で継続支援することで、再び一時保護に至らず済んでいる。強い育児不安を抱える母親が子ども家庭支援センターに「子育てが限界」と訴えてきたケースでは、拠点の児相と連携して、迅速な一時保護につなげた。

国の制度の「子ども家庭総合支援拠点」は、子供やその家庭、妊産婦等を、地域の社会資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担うものであり、区では、練馬子ども家庭支援センターをこの拠点として位置付けている。国の基準では、福祉や心理などの専門職員を11名配置することとなっているが、区は48名配置している。児相からの事案送致が急増していることから、本年4月組織改正を行い、面前DVの対応を強化するため、新たな係を設け、保護者への注意喚起等を実施している。5月末までに約90件の面前DV等の虐待通告に対応している。

また、来年度、再発防止等支援を強化するため、区立子ども家庭支援センターの統括のもと、5か所の地域子ども家庭支援センターが、新たに一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの対応を開始する。

PTAのあり方について

【質問】

昨年度、練馬区のPTA連合会が区の助言を受け作成した「PTA活動のしおり」では、PTAは本人の意思による「任意加入」であり、加入しないことで「保護者の児童・生徒が不利益を被ったり区別されたりすることがない」と明記している。しかし、各学校の資料では加入が任意であることを明記していない学校も多く存在した。区として全ての団体が、PTAが任意の加入であることを説明資料で明記しているかを把握し、明記していない団体は、その旨を説明するべきである。また、各学校を通じて、PTAに加入しなくても不利益を被ることの無いよう改めて周知すると共に、保護者へ丁寧に説明すべきである。区の見解を伺う。

【答弁】

PTAの加入や運営については、さまざまな意見があり、小学校および中学校のPTA連合協議会では、それぞれの研修会や情報交換会等において、熱心に検討を重ねてきた。PTA連合協議会では、検討の結果を踏まえ、4月の新入学に活用できるよう、本年2月に「PTA活動のしおり」を作成し、全小中学校に周知した。作成過程において教育委員会は、適宜、助

言等を行ったところである。

PTAの入会説明資料については、PTAが自主・自立的な団体であることから、教育委員会としてその内容等を調査することはないが、機会をとらえてPTA連合協議会と連携しながら「しおり」の内容の周知に取り組んでいく。また、PTA活動に必要な経費は会員である保護者が負担しており、会員ではない保護者の児童・生徒への対応については、各校のPTAが、教育的配慮から活動内容に応じて工夫して個別に行っている。

(参考) 区長部局答弁

ヤングケアラーへの連携支援について

【質問】

潜在化しがちなケアラー自身を各学校で早期発見することが重要である。教育委員会が中心となり、教員・教育相談担当者等を対象に理解促進を図るための研修を実施することを提案する。また適切な支援につなげるため、個人情報の取り扱いに配慮して、実体把握調査をすることが必要と考える。それぞれ区の所見を伺う。

子供の存在を「介護力」の前提としないために、介護サービスの計画を立てるケアマネージャーや介護従事者に対して、ヤングケアラー支援につなげる具体的な研修を実施する必要があると考える。同様に、支援者がヤングケアラーの視点を持ち、適切な支援につなげるための研修を実施することが重要な対策と考える。それぞれ区の所見を伺う

この問題は、医療・教育・福祉・介護・貧困などさまざまな要因が絡み合っており、関係機関が横断的に情報を連携してヤングケアラーを支援する取組を構築する必要がある。国は今後、ポスター、リーフレット、広報動画などを作成して啓発を予定しており、区においても、区情報を追加掲載して社会的認知度の啓発に努めてはどうか。区の所見を伺う。

ケアラーである本人の実態・ニーズに合った形で自立をサポートできるよう、専門の窓口を明確にして相談窓口を区立施設内に開設すべきと考える。また、SNSなどを活用して気軽に相談支援に繋がるよう周知すべきと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

ヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家事や育児、介護などを家族のために引き受けざるを得ない状況におかれている子供たちである。発達期の子供が長時間ケアを負担することで学業の遅れや精神面での葛藤を抱え、進学や就職にも影響が出ることが懸念されているが、子供自身や周囲の大人も気づきにくいのが現状である。各家庭に潜在する課題を早期に発見し、関係機関が連携して、必要な支援につなげていくことが重要と考える。

子供たちに身近な学校において、課題を抱えている子供に気づくことが大切である。教員や相談員等の研修で取り上げるなど、理解を促進し、面談などの機会をとらえて早期発見できるよう努めていく。また、本年5月には「教育相談メール」を児童生徒用タブレットパソコンに一斉登録し、子供たちがいつでも悩みをメールで相談できるようにした。家庭内のことも含めて相談できることを周知する。

家族を支援する高齢・障害の介護従事者に対しても、練馬福祉人材育成・研修センターと連携し、ヤングケアラー問題も含め支援力向上に向けた研修の実施を検討していく。

表面化しにくいヤングケアラーを支援につなげるには、社会全体の認知度を向上させることが必要である。国の作成するポスターやリーフレットなどを福祉、教育等の関係機関で活用するとともに、区報や区HPを活用した周知啓発についても検討していく。

ヤングケアラーが抱える課題は多様であり、本人のみならず家庭の状況に応じた支援を行う必要がある。どの相談窓口でも課題を受け止め、子育て、高齢者介護、生活困窮など、複合的な課題に対応できるよう連携した支援を行う。今後、実態把握のための区独自の調査についても検討し、課題に適切に対応できるよう連携強化に取り組む。

子育て支援について2

【質問】

就園前の子供を持つ保護者にとって、コロナ禍での孤立は切実な問題である。これまで保護者の大切な居場所として機能してきたのは「子育てひろば」である。緊急事態宣言によって「子育てのひろば」に定員が設けられる中で、外遊び型の子育てひろば「おひさまぴよぴよ」は、密にならず、保護者が解放感を持ち、リラックスできるなど、大きな可能性を持っている。コロナ禍での保護者の孤立を防ぐためにも子育て事業の拡充を求めるが、見解を伺う。

【答弁】

子育てのひろば、おひさまぴよぴよ、乳幼児一時預かりについては、いずれも、コロナ禍にあって、最大限の感染予防対策を講じることが求められている。定員制限を設ける、密着を避ける、オンラインを活用するなど、様々な工夫をしながら、これまで事業を継続してきた。更なる充実が必要とのお話があったが、現在のコロナ禍にあっては、保護者と子どもたちの安全を最優先にしなければならないのが現場の実情である。引き続き、コロナ感染の動向を見極めながら、事業の運営に努力していく。

資料 3

令和3年7月9日
教育委員会事務局

令和3年第二回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

- 1 日時 令和3年6月14日（月） 午後1時～午後4時10分
- 2 場所 全員協議会室
- 3 質問要旨

子育てに関する 質問内容	子育て世帯生活支援特別給付金に関すること
	1) ひとり親世帯以外の世帯への対応について
	2) 不正受給への防止策について
	3) 対象世帯への周知方法について
	4) 高校生年代の子どもがいる世帯への周知について
	5) 離婚した（または協議中の）方およびDV避難中の子育て世帯への周知について
	6) 受給拒否の届出期間の短縮について
	7) 給付金対象者に対する区独自の支援について
	8) 国に対する給付金再支給の要望について